エネルギー環境指針

広島市告示第113号 平成21年3月31日

広島市地球温暖化防止等の推進に関する条例(平成21年広島市条例第31号。以下「条例」という。)第34条第1項の規定により、エネルギー環境指針を次のとおり定め、平成21年4月1日から施行する。

広島市長 秋葉 忠利

1 電気の供給における温室効果ガスの排出の抑制等に関して特定エネルギー事業者が講ずべき措置

特定エネルギー事業者は、次に掲げる措置を実施することにより、温室効果ガスの排出の抑制等 を図るよう努めるものとする。

- (1) 電気の供給における温室効果ガスの排出の量の抑制
 - ア発電事業等における温室効果ガスの排出の量の低減を図ること。
 - イ 他の電気事業者等から電気を調達するときは、電気の供給における温室効果ガスの排出の量 の低減に資する選択に努めること。
- (2) 電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大
 - ア 自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大を図ること。
 - イ 調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値(再生可能エネルギーを変換して得られる電気 が有する価値のうち、地球温暖化及びエネルギーの枯渇の防止に貢献する価値をいう。)の確 保量の割合の拡大を図ること。

なお、再生可能エネルギーとは、太陽光、水力、風力、バイオマス、地熱その他化石燃料を熱源とする熱以外のエネルギーのうち原子力等を除いたものであり、絶えず資源が補充されて枯渇することのないエネルギーをいう。ただし、水力のうち揚水式は含まないものとする。

- (3) その他の措置
 - ア 未利用エネルギーによる発電量の割合の拡大を図ること。
 - イ 市内の電気需要者に対する地球温暖化の防止に資する取組に努めること。
 - ウ 火力発電所における熱効率の向上を図ること。

なお、未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物(バイオマスを除く。)の燃焼に伴い発生する熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱、高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。

- 2 エネルギー環境計画書の提出等
 - (1) エネルギー環境計画書の提出

条例第35条第1項の規定によるエネルギー環境計画書の提出の際には、所定の様式に次の書類を添えて提出しなければならない。

- ア 電気の供給に伴い排出された温室効果ガス排出量等の算定に係る資料
- イ 電気の供給に係る発電所について、その名称、位置、発電規模、発電種別、温室効果ガス排

出量及び再生可能エネルギーによる発電量等を示す資料

(2) 変更後のエネルギー環境計画書の提出

条例第35条第2項の規定による変更後のエネルギー環境計画書の提出の際には、所定の様式 に次の書類を添えて提出しなければならない。

- ア 電気の供給に伴い排出された温室効果ガス排出量等の算定に係る資料のうち、変更のあった 部分
- イ 電気の供給に係る発電所について、その名称、位置、発電規模、発電種別、温室効果ガス排 出量及び再生可能エネルギーによる発電量等を示す資料のうち、変更のあった部分
- (3) エネルギー環境報告書の提出

条例第36条の規定によるエネルギー環境報告書の提出の際には、所定の様式に次の書類を添えて提出しなければならない。

- ア 電気の供給に伴い排出された温室効果ガス排出量等の算定に係る資料
- イ 電気の供給に係る発電所について、その名称、位置、発電規模、発電種別、温室効果ガス排 出量及び再生可能エネルギーによる発電量等を示す資料
- ウ 確保又は売却した再生可能エネルギーの環境価値を生じさせた発電所について、発電種別及 び確保又は売却した環境価値の量等を示す資料
- (4) エネルギー環境計画書等の概要の公表

条例第37条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項を含む内容について、インターネットの利用又は事業所における備え置きや掲示等の適切な方法により行うものとする。

ア エネルギー環境計画書

- (ア) 特定エネルギー事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所 在地)
- (イ) 電気の供給における温室効果ガスの排出の量の抑制に関する措置及び目標
- (ウ) 電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標
- (エ) 電気の供給における未利用エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標
- (オ) 本市の区域内に存する電気の需要者に対する地球温暖化の防止に資する取組
- (カ) 電気の供給における温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制
- (キ) その他市長が別に定める事項

イ エネルギー環境報告書

- (ア) 特定エネルギー事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所 在地)
- (イ) 前年度におけるエネルギー環境計画書に基づく措置の実施状況等